

生徒心得

(1) 一般生徒心得（食堂利用を含む）

この心得は生徒諸君が今工生として正しく楽しく学校生活を送るために必要な注意点を記したものである。

(A) 行動一般の心得

高校生として恥じない行動をとること。

- 1 勉学に努めること（成績ならびに進級に関する規定は別に定めてある）。
- 2 何事も自治的、良心的責任のある行動をとること。
- 3 いかなる問題の解決にも、暴力を行使してはならない。
- 4 言葉使いや行動はていねいで上品であること。
- 5 目上の人にはもちろん、同僚後輩に対しても礼を失せぬように心掛けること。
- 6 未成年者の喫煙飲酒はもとより法によって禁じられている故、厳しく禁じる。
- 7 金銭の貸借、物品のおごり、貸し借りはつつしむこと。

(B) 服装頭髪に関する心得

服装及び、頭髪は高校生らしく上品で清潔、端正、簡素であること。

- 1 登下校、学校行事の際は学校で定められた服装とする。但し学校で必要と認めた場合は、服装等に関して指示することがある。
イ 本校指定の制服を着用する。（男子冬季服装は上下とも黒色の標準学生服、夏季服装は本校指定のカッターシャツと黒色標準学生ズボン。女子は冬季・夏季とも本校指定のものとする。
ロ 靴以外のはきものは禁止する（サンダルも禁止）。
- 2 襟章は、男子が右に校章、左に系章、女子が校章、系章ともに左に付けるものとし、ボタンは学校指定のものをつけること。

（機械系M、電気系E、建築系A、グラフィックデザイン系G、工学系T）

- 3 指輪その他の装身具は、たとえ記念品といえども着けてはならない。
- 4 制服併用期間を5月から10月末までとし、この期間以外は冬服とする（学校の指示により併用期間を変更することもある）。夏服を着用するにあたって必ず男子は本校指定のカッターシャツ、女子は本校指定の白無地のブラウスを着用すること。また、ベスト等着用希望者は制服併用期間に夏服の上に着用可とする。型はニット系のベスト、セーター（Vネック）、カーディガンとし、奇抜でないものとする（トレーナー、フード付きは不可）。色は単色で黒・紺・灰色・白・茶（ベージュ）とする。ただし、制服の襟が見えること。
- 5 冬季には手袋、ジャンパー、オーバー類の着用は自由であるが、制服の襟章が、よく見え、そして、派手でない単色のものに限る。但し、着用は、登下校時のみとし、校内での着用は禁止する。又ボタンやバンドは必ずはめること。女子はブレザーの下に指定のベストではなく防寒着（セーター等）を着用する場合は派手なもの以外にすること。
- 6 事故等のため略装する場合は、担任と生活指導部に届出て略装許可証を作成し所持すること（例えば靴ずれによるつっかけ履きなど）。
- 7 頭髪は脱色、染色、パーマ等を禁止する。

(C) 校内の心得

学校を気持よく勉強する場所としてふさわしい環境に置くため、お互い最大の努力をしなければならない。

- 1 授業中はもちろん、自習時間に於いても静粛にして他室に迷惑がかかるような雑談騒音を発してはならない。(授業に不要なものは鞆の中にしまい、携帯電話等は電源を切り絶対に使用しないこと)
- 2 校舎校園を愛護し、常に清潔に保つこと。校内の清掃に関しては次の規定を守ること。
イ 掃除当番は毎日割当を確実に実行し平等に助け合って行うこと。
ロ 大掃除は毎月1回、指定日をもうける。
ハ 掃除終了後は、班長が監督の先生に報告する。
- 3 建物器物の共同使用物は特に注意して取扱い、破損した時及び不良箇所発見の際は、すみやかに、学級担任又はその建物の係の先生に届け出ること。
特にガラス破損に際しては、学級担任又はその建物の係の先生及び生活指導部に至急届け出て、その指示に従うこと。
状況を把握の上、必要に応じて弁済させることがある。
- 4 登校後は授業終了まで外出しないこと。止むを得ず外出の場合は外出許可証に担任認印を得て、生活指導部に提出して外出のこと。早退の場合もこれに順ずる。外出許可証は(正)(副)に分れ、(副)は生徒指導部に提出のこと(正)はあとで担任に返還すること(担任不在の際は担任の代理に届出ること)。
- 5 所持品には必ず系、学年、組、氏名を明記すること。金銭・物品を紛失又は拾得した時は、直ちに生活指導部に届出ること。
- 6 校内における集会、校外団体による掲示物は必ず生徒自治会指導部に連絡すること。(尚校内掲示物規定は別に定める。)
- 7 休日に登校するときは、担任指導教員の指導をあおぐこと。
- 8 昼休みの運動場の使用については、体育科の指示に従うこと。但しホームルーム時及び自習時の利用の際は担任の先生の指導で行うこと。この際体育科の承認を必要とする。放課後はクラブの使用のみとするが、特別の事情のある時は体育科の承認を必要とする。
- 9 鉛筆をけずるための安全カミソリ刃を利用したもの以外は、刃物を学校へ持って来てはいけない。
- 10 食堂利用について
学校食堂を利用するときは次の事項に注意すること。
イ 常に食堂内は清潔整頓して風紀を乱す行為は慎むこと。
ロ 飲食物を求めるときは販売口で順序よく行動すること。
ハ 食後の食器、空瓶等は所定の場所に返却すること。

(D) 校外及び通学の心得

学校の内外を問わず今工生としての自覚を持って、世人の模範となるような行動を心がけること(特に自分1人の行動が今工生全体の名誉にかかわることを認識すること)。

- 1 通学時に寄り道をしないこと。特にその必要ある時は予め保護者に告げておくこと。
- 2 自転車通学する際は自転車通学許可願の遵守事項を確認の上、提出し、登録、交付されたステッカーを貼付すること。尚自転車は所定の置場(本館北側)に置き、必ず錠をかけること。

- 3 通学等においては、交通規則を守って交通事故を起こさないように心がけること。
- 4 単車、四輪車による通学（自宅から駅までの利用も含む）は禁止する（懲戒）。
- 5 生徒としてふさわしくない場所への出入りはお互いにつつしむこと。
- 6 アルバイトについて、学校は斡旋しない。アルバイトをする場合はよくその仕事の性質、環境を吟味し家庭の了解を得て担任に申し出た後、生活指導部に届出ること。

(2) 願・届について

各願、届、許可証の居出先及び用紙の所在は次の通りになっている。

	届 出 先	用紙の所在
転 退 学 届	担 任	事 務 室
休 学 願	担 任	事 務 室
復 学 願	担 任	事 務 室
学割証交付願	担任→生指（押印・コピー）→事務室	事 務 室
変更届 （生徒・保護者氏名）	担任→生指（押印・コピー）→事務室	事 務 室
生徒証再発行	事 務 室	事 務 室
欠 席 届	担 任	教 務 室
住所・通学路変更届	担任・生活指導部・保健部・事務室	生活指導部
アルバイト届	担任を経て生活指導部	生活指導部
紛失・盗難・ 拾 得 物 届	生活指導部	生活指導部
交通事故届	担任→生活指導部	生活指導部
免許取得届	生活指導部	生活指導部
自転車通学許可願	生活指導部	生活指導部
略装許可証	担任→生活指導部（本人携帯・担任確認）	生活指導部
制服代替許可願・証	生活指導部（本人携帯・担任確認）	生活指導部
早退・外出許可証	担任→生活指導部	生活指導部
遅刻証・連絡票	生指→教科担当→担任	生活指導部
進路公欠届 （就職・進学）	担任→進路指導部	進路指導部
生徒用公欠届 （クラブ活動）	担任	自治会指導部
クラブ入退部届	担任→クラブ顧問	自治会指導部
生徒手帳再発行	自治会指導部	自治会指導部
奨学生申込書	総 務 部	総 務 部

(註) 忌引の日は大体次の標準による。

父 母	5 日
祖 父 母 兄 弟	3 日
その他同族親族	1 日